

前沢ふれあいセンター使用料金

単価：円（税込）

令和3年4月1日より		9時から			13時から		17時から	
		13時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで	
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	土曜休日	10,500	21,000	34,100	10,500	23,600	13,100
		平日	8,800	17,600	28,600	8,800	19,800	11,000
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜休日	13,600	27,300	44,300	13,600	30,600	17,000
		平日	11,400	22,800	37,100	11,400	25,700	14,300
	1,001円以上 2,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜休日	15,700	31,500	51,100	15,700	35,400	19,600
		平日	13,200	26,400	42,900	13,200	29,700	16,500
	2,001円以上 3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜休日	18,900	37,800	61,300	18,900	42,400	23,500
		平日	15,800	31,600	51,400	15,800	35,600	19,800
	3,001円以上の入場料を徴収する場合	土曜休日	21,000	42,000	68,200	21,000	47,200	26,200
		平日	17,600	35,200	57,200	17,600	39,600	22,000
第1楽屋		550	1,100	1,900	550	1,300	820	
第2楽屋		550	1,100	1,900	550	1,300	820	
第3楽屋		550	1,100	1,900	550	1,300	820	
リハーサル室 ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
第1研修室 ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
第2研修室 ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
第1和室 ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
第2和室 ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
ホワイエ ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
エントランスホール ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	
野外ステージ ※1回につき		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	
俳句の庵 ※1時間につき		200	200	200	200	200	200	

- 備考 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- 3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 4 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 5 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的でホールを使用する場合は、3,001円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 6 リハーサル室、研修室、和室、ホワイエ、エントランスホール又は野外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 7 ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 8 冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の2分の1の額を、楽屋については使用料の額の2分の1の額を、1時間当たりの使用料が定められている施設については1時間につき100円を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 9 1時間当たりの使用料が定められている施設において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額（備考6の適用がある場合は、その適用後の額）の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 11 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

前沢ふれあいセンター附属設備使用料

令和3年4月1日より

単価：円（税込）

区 分		単位	使用料
舞台設備	音響反射板	1式	2,750
	スクリーン	1張	1,100
	ホール用プロジェクター	1台	1,100
	平台	1台	110
	箱馬	1台	50
	開き足	1台	100
	松羽目	1式	770
	金屏風	1双	1,100
	演題（花代・脇台込）	1式	550
	司会者台	1台	220
	指揮台（譜面台込）	1式	220
	譜面台	1台	50
	地絋り	1枚	660
	紗幕	1枚	770
	上敷き（大）	1枚	110
	上敷き（小）	1枚	50
	緋毛せん	1枚	110
	移動式黒板・木付ボード	1台	220
	舞台用長机	1台	110
	舞台用椅子	1脚	50
	16 ³ 映写機	1台	2,200
	姿見	1台	220
	スモークマシン	1台	550
	めくり台	1台	110
	ピアノ（フルコンサート） ※調律料含まない	1台	3,300
	照明設備	ボーダーライト	1列
サスペンションライト		1列	660
シーリングライト		1式	660
フロントライト		1式	660
フットライト		1列	330
トータルライト		1式	440
アッパーホリゾンライト		1列	550
ロアーホリゾンライト		1列	550
センターピンスポット		1台	1,100
ストリップライト		1台	220
フットスポットライト		1台	110
エフェクトマシン		1式	660

区 分		単位	使用料	
照明設備	ストロボスコープ	1台	660	
	ミラーボール	1台	330	
	スポットライト（1kw）	1台	220	
	スポットライト（500w）	1台	110	
	ソースフォー	1台	550	
音響設備	拡声装置	1式	1,650	
	3点吊りマイク	1式	550	
	ステージスピーカー	1式	550	
	はね返りスピーカー	1式	550	
	ダイナミックマイク	1本	330	
	コンデンサーマイク	1本	440	
	ワイヤレスマイク	1ch	550	
	CDプレイヤー	1台	440	
	MDプレイヤー	1台	440	
	CDレコーダー	1台	440	
	サブミキサー卓	1台	550	
	研修室音響セット （有線マイク2本込）	1式	550	
	研修室音響セット （ワイヤレスマイク2本込）	1式	880	
その他	DVDプレイヤー	1台	220	
	BDプレイヤー	1台	220	
	プロジェクター（小）	1台	550	
	移動用スクリーン	1台	550	
	研修室スクリーン	1台	550	
	65 ³ テレビ	1台	550	
	ノートパソコン	1台	330	
	ポータブルスピーカー （ワイヤレスマイク2本付き）	1式	550	
	CDラジカセ	1台	200	
	ピアノ（アップライト）	1台	220	
	持込電気機器	1kw	110	
	展示パネル	1日1枚	50	

備考

- 1 使用回数は、展示パネルを除き、ホール及び楽屋（以下「ホール等」という。）においては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回として計算し、ホール等以外の施設においては4時間までを1回、8時間までを2回、8時間を超える場合を3回として計算する。
- 2 使用する時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、使用料の100分の30の額を徴収する。ただし、展示パネルを除く。
- 3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。